

第51号

発行所

大阪市史跡 龍溪禪師墓所 雲竜山九島院  
〒550-0022 大阪市西区本田3丁目4番18号  
TEL 06(6583)2725 FAX 06(6583)0908

発行者

第二十五世住職 奥田啓知(智證)

お寺が栄えることは檀信徒の皆様喜びであり



# 遺失物法不改正に！

## ペットは最後まで責任を持つて

小泉首相は九月の任期切れを前に、国会の会期延長をしないと宣言しました。耐震偽装事件の偽メール問題で空転したあげく、重要法案はことごとく廃案継続審議になりそうです。

「遺失物法改正案」もその一つで、同案が可決成立すると、「迷い犬」「迷い猫」は同法の適用外となり、殺処分が増加する懸念がありました。

従来は拾得物として警察が二週間程度預かっていましたが、改正後は、動物愛護法に基づき都道府県扱いになり、地方自治体が管理する「保健所」が預かることとなります。

大阪では、警察に保護された七割の犬猫が、飼い主に返還されていますが、保健所ではその保管期間について何の記載がなく、狂犬予防法による各自自治体の条例で、たいていの都道府県は二、三日の公示後飼い主が現れなければ殺処分にされてしまいます。

愛犬家・愛猫家にとっては、ペットは家族の一員で、何にも

かえがたく必死に探しますが、二、三日では捜し当てることは不可能で、その意味でも同法改正案の不成立は歓迎するところです。

最近、「ペット葬」が流行っています。キリスト教では考えられないそうです。

S・フィナテリ神父は、日本にやって来て、ある婦人から犬のためにミサ(葬儀)をささげてやってくれと要請され、驚いたと書いています。

「死者ミサはラテン語でレクレイム・ミサ(鎮魂ミサ・追悼ミサ)といい、亡くなった人の命日にするが、それは亡くなった一人のためであり、愛犬のためというのは前代未聞だった。(略)・ミサは「靈魂の安息」のためのもので、犬にはこうした「靈魂」は存在しない、理論的にも「犬のためのミサ」は成り立たない」(S・フィナテリ神父著「キリスト教の常識」)

仏教は、一切衆生、悉有仏性(涅槃経) — 生きとし生ける



もの、すべてに仏性がある——と教えています。犬など畜生も人間と同じ存在で、六道輪廻とあって、天界・人界・阿修羅界・畜生界・餓鬼界・地獄界を、生前の行いによって車輪の輪のようになり、生まれかわり死にかわりとされています。

人間も動物も、ともに迷いの存在であり、輪廻の存在なのです。ひょっとして、死後、畜生に再生しないともかぎらないのです。だから、キリスト教徒から残酷だと誇(そし)りを受けなくても、われわれ日本人は自分の手で動物の生命を奪うことを躊躇してしまいうため「命あれば生きよ。」と野良犬にしてしまうのかもしれない。

しかし、動物愛護の精神からは、犬、猫などペットを飼った以上、最後まで責任をとらねばならぬ事は言うまでもありません

